

議員提出第35号議案

神戸市こどもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の件

神戸市こどもを虐待から守る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年10月16日提出

提出者 神戸市会議員

松本 しゅうじ	平 井 真千子	山 口 由 美
河 南 忠 和	しらくに高太郎	山下 てんせい
植 中 雅 子	吉 田 健 吾	上 畠 寛 弘
平 野 達 司	大 野 陽 平	村 上 立 真
うえなか美貴子	なんの ゆうこ	浅 井 美 佳
吉 田 謙 治	壬 生 潤	菅 野 吉 記
堂 下 豊 史	高 瀬 勝 也	徳 山 敏 子
門 田 まゆみ	宮 田 公 子	細 谷 典 功
坂 口 有希子	萩 原 泰 三	岩 佐 けんや
高 橋 としえ	住本 かずのり	外 海 開 三
三木しんじろう	黒 田 武 志	山本 のりかず
ながさわ 淳一	さとう まちこ	平 田 正
原 直 樹	のまち 圭 一	岩谷 しげなり
松 本 のり子	森 本 真	大かわら 鈴子
西 ただす	赤田 かつのり	味口 としゆき
朝 倉 えつ子	森 田 たき子	前 田 あきら
川 内 清 尚	伊 藤 めぐみ	諫 山 大 介
や の こうじ	か じ 幸 夫	木戸 さだかず
あわはら 富夫	香 川 真 二	平 野 章 三
上 原 みなみ		

神戸市こどもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

神戸市こどもを虐待から守る条例（平成31年3月条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
こどもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもあるこどもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要がある。 こどもへの虐待は、こどもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、こどもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されない。 こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決し	こどもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもあるこどもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要がある。 こどもへの虐待は、こどもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、こどもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されない。 こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決し

て許さず、こどもの生命を守ることを最優先し、厳しい態度で臨むことが求められている。

こどもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、対応後のこども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要がある。

こどもたちの幸せを守り虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民、保護者及び近親者並びに関係機関等の責務を明らかにするとともに、市内から虐待がなくなるよう、虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

て許さず、厳しい態度で臨むことが求められている。

こどもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、対応後のこども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要がある。

こどもたちの幸せを守り虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者並びに関係機関等の責務を明らかにするとともに、市内から虐待がなくなるよう、虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 市民 市内在住者並びに市内で活動する者、団体及び事業者をいう。

(3)～(7) [略]

(市の責務)

第4条 [略]

2 [略]

3 市は、前項の目的を達成するため、関係機関等の役割その他連携に必要な情報の共有に努めるものとする。

4～8 [略]

(市長の責務)

第8条 [略]

2 市長は、重大と認めた事案について、議会に報告しなければならない。

3 市長は、市の虐待対応の質の向上及びこどもの権利擁護の推進を図るため、こども家庭センターにおける虐待への対応その他の業務並びにその実施体制について、定期的に外部の者による評価を実施するものとする。ただし、一時保護施設の評価の実施については、神戸市一時保護施設の設備及

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2)～(6) [略]

(市の責務)

第4条 [略]

2 [略]

3～7 [略]

(市長の責務)

第8条 [略]

2 市長は、重大と認めた事案について、市会へ報告しなければならない。

び運営に関する条例(令和7年3月条例第20号)に定めるところによる。

4 市長は、前項本文の規定による評価の結果を踏まえ、必要と認める措置を講ずるものとする。

(母子保健 事業 等との連携)

第9条 市は、母子保健事業 及び福祉事業 (以下「母子保健事業等」という。)を通じ、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じて必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 市は、母子保健事業等を通じ、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に適切に対応しなければならない。

3 市は、心身の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、医療機関その他の関係機関等と連携し、心身の健康の保持及び回復に関する専門的な相談その他必要な支援を受けやすい環境の整備に努めるものとする。

4 [略]

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等)

(母子保健 施策 等との連携)

第9条 市は、母子保健事業を通じ、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じて必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 市は、母子保健事業を通じ、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に適切に対応しなければならない。

3 [略]

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等)

第11条 [略]

2～4 [略]

5 市長は、法第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問、法第9条第1項に規定する立入り及び必要な調査又は質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の2第1項に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問、法第9条の3第1項に規定する臨検又は搜索及び同条第2項に規定する必要な調査又は質問（以下「臨検等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。

6 [略]

（虐待防止の推進）

第15条 [略]

2 [略]

3 市は、虐待の予防及びその世代間連鎖の防止を図るため、こどもが自己の権利、生命及び身体の尊重、他者との適切な関係性の構築並びに支援が必要な場合の相談の方法等について学ぶ機会の確保及び充実に努めるものとする。

第11条 [略]

2～4 [略]

5 市長は、法第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「出頭要求等」という。）、法第9条第1項に規定する立入り及び必要な調査又は質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の2第1項に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「再出頭要求等」という。）、法第9条の3第1項に規定する臨検又は搜索及び同条第2項に規定する必要な調査又は質問（以下「臨検等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。

6 [略]

（虐待防止の推進）

第15条 [略]

2 [略]

(<u>議会</u> への報告及び公表) 第18条 [略] <u>2 市長は、第8条第3項本文の規定</u> <u>による評価を実施したときは、その評</u> <u>価結果を議会に報告するとともに、市</u> <u>民に公表するものとする。</u>	(<u>市会</u> への報告及び公表) 第18条 [略]
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

こどもたちの幸せを守り虐待を防止するに当たり、条例を改正する必要があるため。